

第 685 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 8 年 7 月 13 日（月） 14 時 58 分～15 時 54 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	山口会長、坂本委員、千田委員、庭本委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	伊藤委員、松下委員、横井委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、丸山労働基準部長、安積賃金室長、 下風賃金指導官、神藤労働基準監督官、村田労働基準監督官
（１）兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問等について （２）特定最低賃金の金額改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について （３）今後の日程等について （４）実地視察の報告について	
議 事 内 容	
○下風賃金指導官 少し早いですが、始めさせていただきます。 各委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。 本日は三上委員と倉本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。 それでは、山口会長、これからの議事進行をよろしくお願いします。 ○山口会長 それでは、ただ今から、第 685 回兵庫地方最低賃金審議会を開会します。 各委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。 本日の審議会は、公開としておりますが、傍聴される方におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に記載しておりますとおり、注意事項を守って、傍聴していただき、円滑な議事進行に御協力いただきますようお願いいたします。 また、本日は、最後に予定しております事業場の実地視察の報告につきましては、個人情報、企業情報を保護する必要があるため、非公開といたしますので、よろしくお願いいたします。 では、本日の議題に入りたいと思います。	

議題（１）「兵庫県特定最低賃金の改正の必要性の諮問等について」に入ります。
事務局は諮問の準備をお願いいたします。

（事務局で諮問文を準備し、局長に手渡す。）

（局長から会長へ諮問文を手交）

○山口会長

ただ今、局長より 7 件の特定最低賃金改正決定の必要性の有無及び改正決定に係る諮問を受けました。

それでは、事務局は諮問文の読み上げをお願いいたします。

○下風賃金指導官

はい、読み上げさせていただきます。

兵労発基 0713 第 1 号

令和 8 年 7 月 1 3 日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口 隆英 殿

兵庫労働局長

金成 真一

兵庫県塗料製造業最低賃金ほか 6 件の改正決定の必要性の有無及び改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり、下記 1 から 7 の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 兵庫県塗料製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 5 号）
- 2 兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 7 号）
- 4 兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 10 号）
- 5 兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 4

号)

6 兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 3 号）

7 兵庫県自動車小売業最低賃金（平成 20 年兵庫労働局最低賃金公示第 2 号）

なお、諮問文に記載の「別添」は、特定最賃 7 業種の申出書とその添付書類になりますが、個別企業の賃金額がそれぞれ記載されているため、諮問文写しには添付しておりません。本日、皆さまには、その申し出内容全体をまとめたものを審議会資料として、その資料 1、つまり、資料右下ページ番号 1 に添付しており、また、その申出書の鑑の写しを資料 2 として、2 ページ目以降に添付しております。また、その申出書の添付資料を要約したものを社名を伏せた状態で、資料 3 として 10 ページ目以降に添付してお配りしております。御確認いただければと思います。

以上でございます。

○山口会長

それでは、諮問に関して、事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、今回、諮問となりました各特定最低賃金の申出の状況について御説明させていただきます。

最低賃金決定要覧をお持ちの方は、その 95 ページから 98 ページまでを御覧いただきたいと思います。

現在、兵庫県におきましては、9 件の特定最低賃金が設定されており、今回はこのうち 7 件の最低賃金につきまして、改正の申出が行われたということでございます。

申し出の要件につきましては、その要覧の 213 ページ目以降を御覧いただきたいと思います。新産業別最低賃金の運用方針に関しまして、その 213 ページの昭和 57 年 1 月 14 日の中央最低賃金審議会において答申されております。その決定要覧の 219 ページを御覧いただきますと、昭和 61 年の中賃での答申の別添として運用方針のポイントが示されています。

それらについて、時間の関係もございまして要約して御説明させていただきます。

特定最低賃金の申出につきましては、まず、書面の申出書を提出することが必要とされています。

その申出の形式としましては、労働協約のケースと公正競争のケースの 2 つの形式があります。

まず、労働協約のケースというのは、同種の基幹的労働者の相当数について、最低賃金に関する労働協約が適用されている場合、すなわち、労働組合があり、その組合員労働者に対する賃金の最低額を定める協約がある場合について申出を受ける場合となります。

もう一つの公正競争のケースというのは、必ずしも労働組合でなくても良いわけで

すけれども、事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者の最低賃金を設定する必要があることを理由として申出を受けるケースになります。

以上、2つのケースがあり、申出のケースはどちらも可能とはなっていますが、中央最低賃金審議会の報告におきましては、「今後においても公正競争ケースから労働協約ケースによる申出に向けて、一層努めることとする。」とされております。

次に、申出の要件としましては、労働協約のケースも公正競争のケースも同じく、改正の場合では、合意する労働者が適用労働者の概ね3分の1以上、新設であれば2分の1以上ということが必要となってきます。

加えまして、改正につきましては、申出いただいた中で最も低い額を定めた労働協約の最低賃金額を上回る改正は出来ないこととされています。そのため、現行の各業種の特定最低賃金額よりも、申出いただいた労働協約の中の最低賃金額の方が高いということが必要となります。

具体的に、特定最低賃金の申出状況としましては、お手元にお配りしています審議会資料の1ページ目の資料1「令和8年度特定最低賃金申出状況一覧表」を御覧いただきたいと思います。

ここにありますように、塗料製造業等合計7件の特定最賃について、その受理日の欄に記載しているとおり、6月29日から7月3日にかけてそれぞれ申出をいただいております。

この一覧表の左側の上から4つ目の枠の「申請ケース」という欄を御覧ください。

申出があった7件の全てが「労働協約」での申請ケースとなっております。また、その下に、「適用労働者数」、「合意労働者数」、「合意者割合」を記載しており、その合意者割合については、33.9%から82.5%であることが認められ、それぞれ概ね3分の1以上であることを事務局において確認しております。

また、労働協約の最も低い時間額につきましては、赤字で記していますとおり、時間額で算出して表記しております。

その下の現在適用の特定最低賃金額との差額につきましては、塗料製造業のプラス42円から輸送用機械器具製造業のプラス220円までとなっており、それぞれの特定最低賃金の協約での最低賃金額が、現行の特定最低賃金額より、全て上回っているということを確認しております。

資料2として、次の2ページ目以降は、「各申出書の写し（抜粋）」、資料3として、10ページ目以降に各業種の「合意労働者数及び最低賃金に関する協定書の金額一覧表」等を添付させていただいております。

なお、その資料10ページ目以降では、個別の事業所名及び組合名については、各企業の個人情報となりますので伏せさせていただき、A社、A組合というように置き換えさせていただいております。なお、申出内容の確認点検のために参考添付させていただいたものとなります。

以上のことから、いずれの申出につきましても、形式的要件は具備されているということを確認しましたので、それぞれの申出を受理させていただきました。

続きまして、今後の特定最低賃金の審議の流れについて、説明させていただきます。

前回の本審の資料において 17 ページ目に添付させていただきました昨年度の特定最低賃金審議会の改正決定手順のフロー図を御覧いただくと分かり易いのですが、今後の流れを口頭で簡単に説明させていただきます。

審議の流れとしましては、関係労使からの各業種の特定最低賃金にかかる申出を受けまして、本日、兵庫労働局長から兵庫地方最低賃金審議会長に諮問を行っております。これにより特定最低賃金の審議が始まります。

この後は、それぞれ設置した各業種の専門部会において改正必要性の審議を行っていただくこととなります。この必要性についての調査審議から答申までは例年ですと、お盆明け、つまり今年ですと 8 月 17 日から 9 月上旬頃までに実施していただくような予定としております。なお、当審議会では、従来より各特定最低賃金の改正必要性の有無についての諮問の際に、審議の結果、「改正の必要性あり」と認められた場合、金額改正の調査審議もお願いするという形で、併せて諮問を行っておりますので、そのまま、各専門部会で引き続き金額の調査審議を行っていただくこととなります。そこで、改定額が決議されますとその改定額の答申を行うこととなります。

改定額についての決議・答申が行われますと、その後、15 日間、関係労使による異議申立の期間を置き、その申し出があれば異議審を行ったうえで、改定額の決定を行います。そして、その改定額の官報公示を行ったうえで早ければ 12 月 1 日に効力が発生する予定となっているものです。今年につきましても、本日の特定最低賃金の諮問を皮切りにしっかりとした御審議をいただいて、従前同様 12 月 1 日の早期発効を目指していただくというのが大まかなスケジュールとなっております。

簡単ではございますが、特定最低賃金の改正の流れということで説明をさせていただきました。事務局からは以上でございます。

○山口会長

ありがとうございます。

ただ今の説明に関して、何か御質問等はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

よろしいでしょうか。

それでは、議題（２）「特定最低賃金の金額改正の必要性の有無にかかる審議の進め方について」に入りたいと思います。

労側から 7 件の特定最低賃金について改正の申出があり本日諮問を受けましたので、これからそれぞれの特定最低賃金の調査審議に入ることになります。

前回 7 月 6 日の審議会では、今後の審議の進め方について、使用者代表側は各専門

部会で個別審議を求めたい、労働者代表側は一括審議を求めたいということで冒頭、意見が分かれていましたが、その後の審議の結果、今年は各専門部会を設置して、そこで各産業別の改正の必要性の有無についての審議を行っていくということとなりました。

労使の各委員におかれましてはそれでよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長

ありがとうございます。

それでは、改正の必要性の有無についての審議から各専門部会で行うこととします。

早速ですが、初めに特定最低賃金の各専門部会設置の手続きを行い、最後に労使から特定最賃の改正に関する基本的な考え方や御意見がございましたら伺いたいと思います。

では、一つずつ確認しながら進めたいと思います。

まず、申出いただいた7件の特定最低賃金の改正の必要性の調査審議について、審議会として個別に最低賃金法第25条第1項の規定の専門部会をそれぞれ設置し、各専門部会において調査審議を行うこととするということによろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長

ありがとうございます。

次に、改正の必要性ありとされた場合、最低賃金法25条第2項により、専門部会を設置して金額審議をすることとなっていますが、改正の必要性の審議と併せて、金額改正の審議についても、同じ専門部会で行うこととして、進めて行ってもよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山口会長

ありがとうございます。

最後に、専門部会の決議の取扱いですが、前回の審議会で確認させていただいたとおり、今年度についても、各専門部会において全会一致で決議した場合は、最低賃金審議会令第6条第5項「審議会はあらかじめその議決をするところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」ということを適用させ

ていただくこととします。

以上で専門部会の設置にかかる手続きが終了しました。

専門部会委員の推薦、日程等については、後で事務局から説明いただきたいと思います。

では、今後の特定最低賃金についても審議に入っていきますが、特定最低賃金の審議にあたって、追加で何か御意見がございませんでしょうか。

○各委員
(特になし)

○山口会長
ありがとうございます。
続きまして、議題（３）「今後の日程等について」に入りたいと思います。
各委員から何かありますでしょうか。

○各委員
(特になし)

○山口会長
では、なければ、事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長
では、事務局より、審議会資料の御説明及び審議会の今後の予定等について御説明をさせていただきます。

まず、審議会資料についてです。

お手元にお配りしています審議会資料の 26 ページ目を御覧ください。

こちらは、日本労働組合総連合会兵庫県連合会、つまり連合兵庫において実施しました今年の春闘での賃上げの最終集計結果です。

この 26 ページを御覧いただきますと、この表の一番下の「計」の欄が全体となり、賃上げ額が 16,615 円、賃上げ率は 5.30%となっており、ともに昨年度の春闘での賃上げ状況を上回っていることが確認できます。

また、その上の青く塗られた欄を御覧いただくと、300 人未満の中小規模では、賃上げ額が 13,782 円で、賃上げ率は 4.81%となっていることが確認出来、こちらも昨年を上回っていることが確認できます。

続きまして、資料の 28 ページを御覧ください、

こちらは、最低賃金引上げキャンペーンたるみ連絡会から当審議会会長宛てに提出された「全国どこでも最低賃金 1500 円の早期実現を求める要請署名の提出について」になります。今回、資料自体に署名原本は添付しておりませんが、31 ページ、32 ペー

ジにあります総数 2,685 筆の署名と併せて当審議会に提出していただいております。

また、資料の 33 ページを御覧いただきますと、宝塚地区労働組合総連合から兵庫労働局長及び賃金室長とともに当審議会会長宛てに提出されました「最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書」となります。

以上、審議会資料について御説明させていただきました。

次に、審議会の今後の予定等について 2 点御説明させていただきます。

まず、1 点目ですが、本日、設置が確認されました特定最低賃金の専門部会に關しまして、各専門部会委員の推薦についての公示を、本日 7 月 13 日（月）から 7 月 28 日（火）までの期間で行いたいと考えております。

各専門部会につきましては、その委員任命後に個別に日程調整をさせていただき、まずは各部会の 1 回目を、8 月 17 日（月）以降の 8 月中に開催できるよう、日程調整を進めていくこととしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、各部会において、全会一致で改正の必要性ありとなった場合は、その部会で引き続きその金額審議を行っていただくという流れとなります。

2 点目は、次回の予定についてですが、次回第 686 回審議会については、7 月 27 日（月）午前 9 時 30 分からの開催とさせていただきたいと考えております。

この本審において、昨年度は、兵庫県最低賃金についての意見聴取するための公示を行い、意見書の提出があった団体等から意見陳述を行っていただきました。現在、7 月 21 日を期限としてその意見を求めている状況となっております。そのため、意見陳述の申し出があった場合、次回の本審における意見陳述の実施の可否について、御確認をお願いいたします。

さらに、次回の 7 月 27 日の本審までに、中央最低賃金審議会における目安の答申が行われていれば、その次回本審において、その目安の伝達も併せて行なう予定としております。

なお、その次回本審の終了の翌日、7 月 28 日午前 10 時より第 1 回兵庫県最低賃金専門部会を開催し、部会長等の選出審議を行い、金額改正にかかる審議を行っていただきたいと考えております。

事務局からは、以上となります。

○山口会長

ありがとうございます。

では、事務局から説明があったとおり、今回は 7 月 27 日（月）午前 9 時 30 分から本審を開催し、その翌日午前 10 時より第 1 回目の専門部会を開催することとしたいと思います。

併せて、次回の審議会及び専門部会についても昨年度と同様に、原則、公開として開催させていただきます。

また、意見陳述につきましては、関係者からの希望があるようでしたら、次回の本審において例年どおり認めることとしたいと思います。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口会長

では、次回 7 月 27 日の本審では関係者からの申出があれば意見陳述を行うこととし、その本審の翌日に専門部会を開催することとします。

なお、この本審と専門部会は公開していくこととします。

何か、他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

次に、最後の議題（４）「実地視察の報告」に入ります。

なお、ここからは、特定の個人又は事業場に関する内容に触れますので、個人情報や企業情報の保護に支障を及ぼすおそれがあるために、非公開とさせていただきます。

そのため、ここで傍聴の方は退席をお願いいたします。

(傍聴者退場)

(以下、製造業と飲食業の合計 2 事業場に実施した実地視察結果を出席者から報告。)

○山口会長

では、これで実地視察の報告について、終わらせていただきます。

以上で、本日の議題の審議は終了となります。

委員の皆様、他に何かございますか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

特になければ、これで審議会は終了とします。

お疲れ様でした。

○各委員

ありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

伊藤 敦